

# 福岡県公報

令和三年十二月十四日  
第二百五十八号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………一

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第百六十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年十二月十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 筑紫野市の表中

老人保健施設リハビリハイッアシ  
スト桜台

〃 大字常松四五六一二

を

老人保健施設リハビリハイッアシ  
スト桜台

〃 大字常松四五六一二

に改める。

二 日市那珂川病院

〃 二日市中央三一六一二

一 病院 嘉麻市の表中

医療法人ユーマイ西野病院

〃 鴨生五三三番地

社会福祉法人内野会老人保健施設  
シルバークエア嘉穂

〃 鴨生四八〇一

鎌田病院

〃 中益四二〇一

医療法人ユーマイ西野病院

〃 鴨生五三三番地

鎌田病院

〃 中益四二〇一

に改める。

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホームアットホーム  
福岡

〃 千代一〇一五五

を

特別養護老人ホームアットホーム  
福岡

〃 千代一〇一五五

に改める。

特別養護老人ホームケアイン博多

〃 東那珂一〇一八